

2 証明事務の実態

(1) 民生委員による証明事務

証明事務については、主に、民生委員法第 14 条及び児童福祉法第 17 条に規定されている民生委員の職務のうち関係行政機関の業務に協力することに基づくものであり、民生委員は、①国の法令・通知等、②地方公共団体が独自に定める規定等により、証明事務の協力が求められている。

本調査では、i) 民生委員の全国団体である全国民生委員児童委員連合会（以下「全民児連」という。）が平成 30 年に作成した「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会報告書」で、証明事務が「行政等への提出書類において、世帯の状況等を民生委員が確認した結果を記入し、自らの署名を行なうものである。」とされていること、ii) 全民児連が平成 14 年に作成した「「証明事務」の基本的な取扱いについてのガイドライン」で、「「証明」「証明書」と書かれた規定の様式については、可能な限りそのままの様式には記載せず、民児協で協議・決定した様式を使用する」よう周知していることなどから、その証明の様式が「証明書」とされているもののほか、「状況報告」「調査書」「意見書」「確認書」などの用語を用いているものも含めている。

(2) 証明事務に係る民生委員の負担感の増大

民生委員による証明事務は、民生委員制度が地域住民の福祉の向上を目的として発足し、民生委員が担当地域の住民等の世帯状況等を十分把握している前提に立って上で行われているものとされている。

しかし、近年の個人情報保護に関する住民のいわゆる「過剰反応」や、オートロックマンションの増加などの住環境の変化に伴う訪問活動の困難化のほか、地域コミュニティの希薄化による近所付き合いの忌避等により、今日、その前提が変化しており、民生委員から、地域内の各世帯の状況を把握することが難しくなっているとの意見も聴かれる。

(3) 証明事務の見直しに向けた動き

民生委員を取り巻く環境の変化や、昨今の人間関係の希薄化等に起因し、証明事務の負担の増大が指摘されるようになってきた背景事情から、各方面においてその負担軽減に向けた見直しの動きがみられる。

例えば、「令和 5 年地方分権改革に関する提案募集⁶」に対し、複数の地方公共団体から、児童扶養手当・特別児童扶養手当に係る民生委員による証明や、生活福祉

⁶ 地方分権改革に関する提案募集は、地方の発意に根ざした取組を推進するため、内閣府が個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行うもの。特に重要と考えられる提案については、地方分権改革有識者会議等で集中的に調査審議を行い、提案に関する対応方針について、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行うこととされている。

資金貸付に係る民生委員の調査書について、民生委員の負担軽減を図るため廃止も含めた見直しを行うよう提案された。これらは、国の地方分権改革有識者会議で検討され、その結果も踏まえ見直しが進められている。

また、近年、地方公共団体が独自の規定等により民生委員による証明を求めている就学援助申請手続について、住民がプライバシーを知られる不安から申請をためらうケースがあるなどとする意見を踏まえ、民生委員による証明を不要とした状況などもみられる。

なお、全民児連では、地域における人間関係が希薄化し、民生委員においても面識のない世帯の方が多くなっている現実がある中で、生計同一等の証明を適切に行うためには、申請者のプライバシーに踏み込むことが必要となるものの、面識のない申請者にそれを求めることは、民生委員と申請者にとって負担であることを指摘し、真に民生委員の確認・証明が必要であるのか、またその内容はどこまでのものかについて、関係行政機関において見直しの検討を行うことが望ましいとしている。